

市有地売却 一般競争入札実施要領

八 潮 市

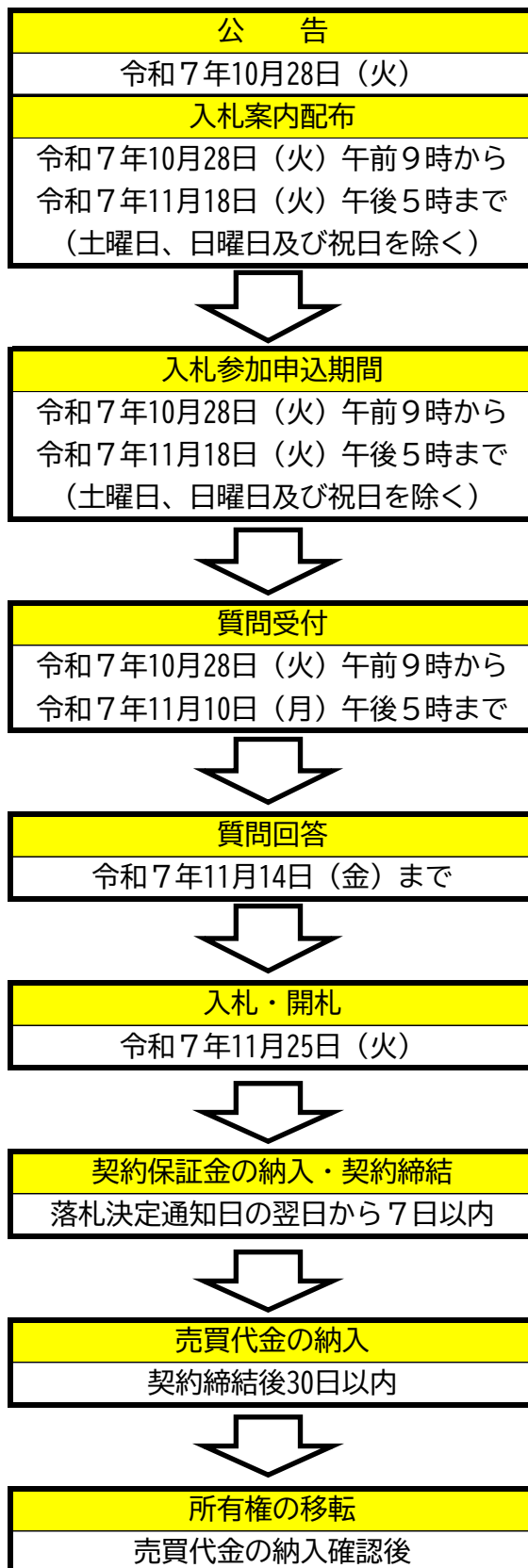
八潮市 企画財政部
アセットマネジメント推進課 資産活用推進担当

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
電話：048-996-2111（内線470・855）

－ 目 次 －

	ページ
1 一般競争入札による市有地売却の手順……………	1
2 趣旨……………	2
3 入札物件……………	2
4 入札参加者の資格……………	2
5 入札参加の申込み……………	3
6 質問の受付及び回答……………	4
7 入札保証金について……………	5
8 入札・開札日時及び注意事項等……………	5
9 入札の無効について……………	6
10 開札、落札候補者の決定……………	6
11 落札候補者の入札参加資格の審査、落札者の決定……………	6
12 契約の手続きについて……………	7
13 所有権の移転、引渡し……………	7
14 諸費用……………	8
15 埋設物調査……………	8
16 利用制限……………	8
17 その他の注意事項……………	8
物件調書……………	10
指定様式集……………	17
・市有地売却一般競争入札参加申込書兼受付書	
・入札参加者共有名簿	
・誓約書	
・入札書	
・委任状	
・質問書	
・土地売買契約書（案）	
別紙	
・試掘結果報告書（木曽根字下1419番2外1筆）	
・試掘結果報告書（緑町二丁目13番17）	

1 一般競争入札による市有地売却の手順



・入札案内は、市役所3階アセットマネジメント推進課資産活用推進担当(30番窓口)で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

・申込期間中に入札参加申込書を市役所の上記の窓口へ提出してください。郵送、電話及びファックスでの申込みは、できません。

・電子メールで質問書を提出してください。

・市ホームページに掲載します。

・入札は、令和7年11月25日午前10時から市役所4-2会議室(4階)で実施します。入札後、直ちに開札します。

・落札決定通知日の翌日から7日以内に契約保証金(売買価格の10%以上)を納入及び契約締結していただきます。

・契約締結後30日以内に売買代金と契約保証金の差額を納入していただきます。

・売買代金の納入確認後、八潮市が所有権移転登記を行います。登録免許税等の登記に係る経費は、落札者の負担となります。

2 趣旨

本市では、所有する市有地のうち、未利用で当面、利用の予定がない普通財産について、売却と貸付を行うことで、資産の適正管理と財源確保の向上に努めることとしています。

本件はその一環として、一般競争入札として広く入札参加者を募り、下記に定める最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札候補者とし、売却を行おうとするものです。

この物件の入札に参加を希望される方は、本実施要領を十分にご確認のうえ、お申込みください。

3 入札物件

物件番号	所在地	地目	地積	用途地域	建ぺい率	容積率	最低売却価格
①	大字木曽根字下 1419番2	宅地	132.71㎡	第一種住居 地域	60%	200%	16,771,600円
	大字木曽根字下 1422番2	宅地	13.13㎡	第一種住居 地域	60%	200%	
②	緑町二丁目 13番17	宅地	83.32㎡	第一種中高 層住居専用 地域	60%	200%	10,581,640円

※物件番号①については、筆ごとの分割売却はいたしません。

4 入札参加者の資格

入札には個人、法人を問わず参加できますが、以下の条件をすべて満たす必要があります。申込み後に資格要件を満たさないことが判明した場合は、遡って無効となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び地方自治法第238条の3第1項に該当しない個人（共有者全員を含む）又は法人であること（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと。）。
- (2) 法人の場合は、会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではありません）。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体ではないこと及び同法第32条第1項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当しないこと。
- (5) 国税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (6) 八潮市による指名停止の期間中ではないこと。
- (7) 公有財産に関する事務に従事する八潮市の職員でないこと。
- (8) 個人の場合は、入札日において18歳未満でないこと。

※ 次の事項に合致した場合、入札参加資格を喪失します。

- ① (1)～(8)に定める参加資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の入札参加者の入札を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
- ⑤ その他八潮市との信頼関係を破壊した場合

※入札参加資格の確認のため、必要に応じて、入札参加者（共有者及び法人の場合は、法

人の役員全員を含む。)について、関係機関へ照会します。

5 入札参加の申込み

入札に参加するには、事前の申込みが必要となります。この実施要領の内容をご確認の上、申込期間内に受付場所に必要書類を直接お持ちください。郵送、電話及びファックスでの申込みはできません。

(1) 申込期間及び時間

令和7年10月28日（火曜日）から令和7年11月18日（火曜日）まで

午前9時から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付場所

八潮市役所 本庁舎3階 30番窓口

企画財政部アセットマネジメント推進課資産活用推進担当

（八潮市中央一丁目2番地1 電話：048-996-2111（内線470・855））

※郵送、電話及びファックスでの申込みはできません。必ず直接窓口に必要な書類を持参してください。

(3) 提出書類

区分	書類名	備考
共通	市有地売却一般競争入札参加申込書兼受付書	・指定様式 ・両面印刷又は片面印刷（片面印刷の場合は、割印をすること） ・実印を押印すること
	誓約書	・指定様式 ・両面印刷又は片面印刷（片面印刷の場合は、割印をすること） ・実印を押印すること
	印鑑登録証明書	・発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの
	入札参加者共有名簿	・共有者がいる場合のみ ・指定様式 ・実印を押印すること
個人の場合	住民票の写し	・発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの ・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
	市税完納証明書又は市町村民税の納税証明書（令和6年度分）	・発行後3か月以内のもので、市町村民税（特別区民税含む）を滞納していないことを証するもの
法人の場合	商業又は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの
	市税完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書（令和6年度分）	・発行後3か月以内のもので、法人市町村民税（特別区民税含む）を滞納していないことを証するもの

※各1部ずつ提出してください。なお、指定様式はこの実施要領に添付しているほか、八潮市ホームページからもダウンロードできます。

※共有による申込みの場合は、共有者全員の書類が必要になります。

(4) 入札参加申込受付書の交付

受付が済みますと、「受付印が押印された市有地売却一般競争入札参加申込書兼受付書（写）」（以下、「入札参加申込受付書」という。）をその場で交付いたします。この入札参加申込受付書は、入札当日の受付で必要になりますので入札当日に必ずお持ちください。なお、入札参加申込受付書は受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ①申込期間内に入札参加申込をされませんと、いかなる理由であっても入札に参加することができませんので、ご注意ください。
- ②入札参加申込書に記載された申込者の氏名又は名称を売買契約及び登記の名義とします。
- ③所有権の共有を希望される場合は、必ず共有名義でお申込みください。その場合、共有者全員の添付書類が必要となります。
- ④申込みは、本人以外であっても、受付いたします。その際は、申込内容について説明できる方が必ず行ってください。なお、この場合、委任状は必要ありません。
- ⑤入札参加申込書提出後、入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、入札参加資格を取り消します。
- ⑥共有で申し込まれた場合、一者でも入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、申込者全員の入札参加資格を取り消します。
- ⑦参加申込み後に申込内容の変更はできません。また、申込みの取り下げは、申込期間内に限って行うことができ、期間を過ぎた場合はできません。
- ⑧申込期間中の申込状況についてのお問い合わせはお受けいたしません。入札結果については、物件の情報及び落札価格を公開します。
- ⑨現地説明会は行いませんので、入札参加申込者は、事前にこの実施要領に添付された物件調書の周辺図等により、必ず現地を確認の上、申込みをしてください。
- ⑩提出された必要書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 質問の受付及び回答

本入札に関して質問がある場合は、質問書（指定様式）に必要事項を記入のうえ、次のとおり提出してください。

(1) 質問受付日時

令和7年10月28日（火曜日）から令和7年11月10日（月曜日）まで
午前9時～午後5時まで

(2) 受付方法

電子メールで質問書を提出してください。提出の際は、件名を「市有地売却質問書」で提出の上、電話で送受信の確認をしてください。

なお、郵送、口頭、電話及びファクスでの質問は受け付けません。

電子メール：asset@city.yashio.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者が特定されないよう、令和7年11月14日（金曜日）までに市ホームページに掲載します。

7 入札保証金について

今回の入札に関して入札保証金は、免除とします。

8 入札・開札日時及び注意事項等

(1) 入札日

令和7年11月25日（火曜日）

(2) 受付・入札時間

午前9時30分から午前10時

(3) 開札時間

午前10時から

(4) 会場（受付、入札とも）

八潮市役所 本庁舎4階 4-2会議室

(5) 入札日に持参するもの

書 類 名 等	備 考
入札参加申込受付書	・入札参加申込時に交付されたもの
委任状	・指定様式 ・代理人が入札する場合のみ
入札書	・指定様式
入札用封筒	・任意の封筒
印鑑	・個人、法人の場合は、入札参加申込受付書に押印した印鑑（印鑑登録印） ・代理人が入札する場合は、代理人が委任状に押印した代理人としての印鑑 ・共有名義の場合は、委任状に押印した代理人としての印鑑
身分証明書	・参加者が申込者、共有名義の代表者又は代理人本人であることが証明できる顔写真付きの公的機関発行身分証明書（運転免許証など）
筆記用具	・黒のペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）

(6) 入札に当たっての留意事項

- ①入札参加者は、本実施要領、物件調書、契約書（案）及び物件現場等を熟知の上入札してください。
- ②入札書への入札金額の記載は、公表している最低売却価格以上の金額で、算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、必ず黒のペン又はボールペンで記入してください。なお、消せるボールペンの使用は不可とします。
- ③入札書は、所定の入札書により、必要事項を記入し、記名押印のうえ、封筒に入れて提出してください。
- ④提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。
- ⑤入札の実施に当たっては、1名以上の参加をもって執行します。
- ⑥入札開始時刻以後の入場はできませんので、お早目にご来場ください。
- ⑦入札に当たっては、1名のみ入札会場へ入室できます。また、共有で入札参加の申込みをされた方については、入札参加者共有名簿に記載している代表者をご参加ください。共有者をご参加する場合は、委任状が必要となります。

- ⑧入札回数は、1回とします。再度入札は行いません。
- ⑨入札参加資格者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- ⑩入札の執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期し又は中止することがあります。

9 入札の無効について

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ①参加資格のない者又は参加資格を喪失した者のした入札
 - ②委任状を提出せずに代理人のした入札
 - ③所定の様式によらない入札
 - ④同一人が2以上したときの入札
 - ⑤入札参加資格者が協定してした入札
 - ⑥金額その他記載事項が明らかでない入札
 - ⑦記名押印がない入札
 - ⑧入札参加申込受付書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
 - ⑨代理人による入札において、委任状に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
 - ⑩金額を訂正した入札書
 - ⑪最低売却価格未満の入札
 - ⑫入札にあたり他人を脅迫するなどの不正行為を行った者がした入札
 - ⑬入札に関し、市の入札担当職員の指示に従わなかった者がした入札
 - ⑭一物件につき、同一の者が単独名義と共有名義で申込みをした入札
 - ⑮前各号に掲げるもののほか、この実施要領で指定した以外の方法により入札した者の入札
- (2) 無効、有効は入札執行者が判断します。当該判断に対する一切の異議の申し立てはできません。
- (3) 過失による軽微な誤りと入札執行者が判断したときは、訂正を求め、有効と判断する場合があります。当該判断に対する一切の異議の申し立てはできません。

10 開札、落札候補者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。
- (2) 開札の結果、最低売却価格以上の入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札候補者とします。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。
- (4) (3)において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。

11 落札候補者の入札参加資格の審査、落札者の決定

- (1) 落札候補者に対し、入札参加資格の審査を行います。入札参加資格申請の際に提出した書類を基に参加資格要件の審査を行います。落札候補者が参加資格要件を満たしていない場合、入札を無効とし、次に高い価格をもって入札した者を落札候補者として審査

を行います。なお、この場合において、同価格の入札者が2人以上あるときには、八潮市が指定する日時、場所において「くじ」によって落札者を決定します。この場合において、「くじ」を引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係の無い八潮市職員に「くじ」を引かせます。

- (2) 落札者候補者が辞退した場合は、次に高い価格をもって入札した者が落札候補者となります。なお、複数物件の落札者候補者であった場合は、一部の辞退はできず、その者のすべての落札物件が辞退となります。
- (3) 落札候補者には審査が完了次第、審査結果を連絡します。なお、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行いません。

12 契約の手続きについて

(1) 売買契約の締結

- ①落札者に対し「落札決定通知書」と併せて、「契約保証金の納入通知書」を送付します。
- ②落札者は「落札決定通知書」に記載された通知日の翌日から数え、その7日以内に契約保証金を納入のうえ、八潮市と土地売買契約書により、売買契約を締結しなければなりません。
- ③契約締結時には契約保証金が納付済みであることを確認するため、金融機関の領収印が押された本人控えである「契約保証金の領収書」の原本を必ずお持ちください。

(2) 契約保証金

- ①契約締結時まで、売買代金（落札額）の100分の10以上（1万円未満切り上げ）を契約保証金として納入していただきます。
- ②落札者が期限までに契約を締結しないとき又は契約保証金の支払いが行われなかった場合には落札を無効とします。落札を無効とした場合は、契約保証金は八潮市に帰属します。
- ③落札者の責めによる契約の解除の場合は、納付済の契約保証金は返還しません。
- ④契約保証金は、その受け入れ期間について利息を付しません。

(3) 売買代金の支払い

- ①売買代金と契約保証金との差額を、契約締結後30日以内に指定金融機関へ納入してください。
- ②売買代金の分割支払いはできません。
- ③期日までに売買代金と契約保証金との差額の納入がない場合においては、契約を解除し、契約保証金は八潮市に帰属します。

(4) 契約保証金の充当

契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。

13 所有権の移転、引渡し

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿（あるがままの姿）で物件の引渡しがあったものとします。現地での引渡しは行いません。

土地の所有権移転登記について、売買代金完納確認後速やかに、八潮市職員が嘱託登記で行います。所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知をお渡しします。

- (1) 共有名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権移転登記を行います。

- (2) 所有権移転登記に際して「印鑑証明書」、「住民票」、「登録免許税納付の領収書」等の必要な書類をご提出いただきます。
- (3) 落札者は、落札物件の所有権移転登記完了前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者へ譲渡することはできません。
- (4) 物件の取得に伴い、不動産取得税、固定資産税・都市計画税の公租公課が課税されますので、ご注意ください。

14 諸費用

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に関する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

15 埋設物調査

- (1) 本物件は、地下埋設物調査を実施しています。調査方法等につきましては、物件調書および試掘結果報告書に記載しておりますので申込みをされる前に必ず内容をご確認ください。
- (2) 地下埋設物は、試掘調査による推計であり、試掘結果報告書に記載がない地下埋設物等が存在する可能性もありますので、この点を了承した上で、入札にご参加ください。
- (3) 埋設物調査において埋設物が確認されなかった物件及び調査未実施の物件についても地下埋設物等が存在する可能性がありますので、この点を了承した上で、入札にご参加ください。

16 利用制限

- (1) 入札物件に対する都市計画法、建築基準法その他法令等に基づく制限、その他の八潮市、埼玉県条例・規則等に係る制限・規制については、入札参加者が確認し、各機関からの指導等については、必ずこれを遵守してください。
- (2) 落札者は、落札物件を利用するに当たって、次の用に供してはなりません。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用
 - ③その他公序良俗又は公共の福祉に反する用
- (3) 落札物件の活用にあたり、用途地域、建設基準法のほか法令等を遵守するとともに、開発逃れ及びその他脱法行為と誤解を招くおそれのある行為は厳に謹んでください。
- (4) 売買契約後の土地利用に関し、隣接者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。

また、地区の町会・自治会のルールを守ってください。
- (5) 売買契約締結後、売買物件の引渡しの日までの間において、八潮市の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担となります。

17 その他の注意事項

- (1) この実施要領に定めるもののほか、市有地売却に係る入札・契約手続きについては、八潮市契約規則、その他の関係法令の定めるところによります。

- (2) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (3) 八潮市は売買物件に数量の不足等を含む一切の契約不適合責任を負わないものとし、売買物件に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができません。
- (4) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。
- (5) 入札参加資格を確認するにあたり、提出された関係書類を基に他の機関に照会することがあります。
- (6) 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合、入札を中止又は延期することがあります。その場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、八潮市は一切の責任を負いません。
- (7) その他この実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところによります。

物 件 調 書

物 件 番 号	①
最低売却価格	16,771,600円

所 在 地		(1) 八潮市大字木曽根字下1419番2		
		(2) 八潮市大字木曽根字下1422番2		
住 居 表 示		—		
地 積		(1) 132.71㎡ (2) 13.13㎡ (合計145.84㎡)		
地 目		(1) 宅地 (2) 宅地		
形 状		間口約21m、奥行約10mの不整形地、等高で平坦な画地		
道路幅員及び接面状況等		南面：舗装市道幅員約9m、間口約21m		
法令等に基づく制限 ※(1)から(2)共通	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	第一種住居地域	特別用途地区	—
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	高度地区	第二種高度地区	防火地域	—
	日影規制	—	その他の規制	—
私道の負担等の有無		有 ・ 無	負担の内容	—
供給施設状況	供給施設	引込状況	事業所名	電話番号
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター	0120-995-001
	上 水 道	可	八潮市水道部	048-996-1486
	下 水 道	否	八潮市下水道課	048-996-2111
	都市ガス	可	東京ガスネットワーク	0570-023388
	※「引込状況」が「可」の場合、費用が必要です。詳細は各事業所に照会してください。 ※下水道については、今年度工事予定、来年度以降供給予定です。			
交通機関 (現地まで)	バ ス	草加駅東口乗り場(草05)から八潮駅南口行き木曽根下車 徒歩約3分		
公共機関 (現地から)	八潮市役所	北西 約2.5km	潮止小学校	南西 約1.0km
	中央総合病院	南西 約1.2km	八潮中学校	北西 約2.5km
	八潮駅前交番	南西 約2.2km	木曽根郵便局	北西 約1.1km
	八潮消防署	北西 約2.7km		
そ の 他		・ 本物件は、つくばエクスプレス線「八潮駅」の北東・道路距離約2.3kmの地点にあります。 ・ 本物件の北側は、1.38m、18-4-3号水路に接しています。 ・ 物件の引渡しは現状有姿のままで行います。物件引渡し後の土地利用及び越境物等に関し隣接土地所有者、周辺住民等との調整等が生じた場合の協議は、すべて買受人において行っていただきます。 ・ 令和7年に地表面の高さ掘削幅1.5m、掘削長2m、掘削深1.4mの範囲で2カ所地下埋設物調査を行っております。結果につきましては、別添試掘結果報告書をご確認ください。 なお、地下埋設物調査に係る資料は、別添試掘結果報告書が全てとなります。 ・ 地下埋設物（市が調査した以深のものを含む）及び土壌汚染を理由として、市は契約不適合責任を負いません。		

物件調書

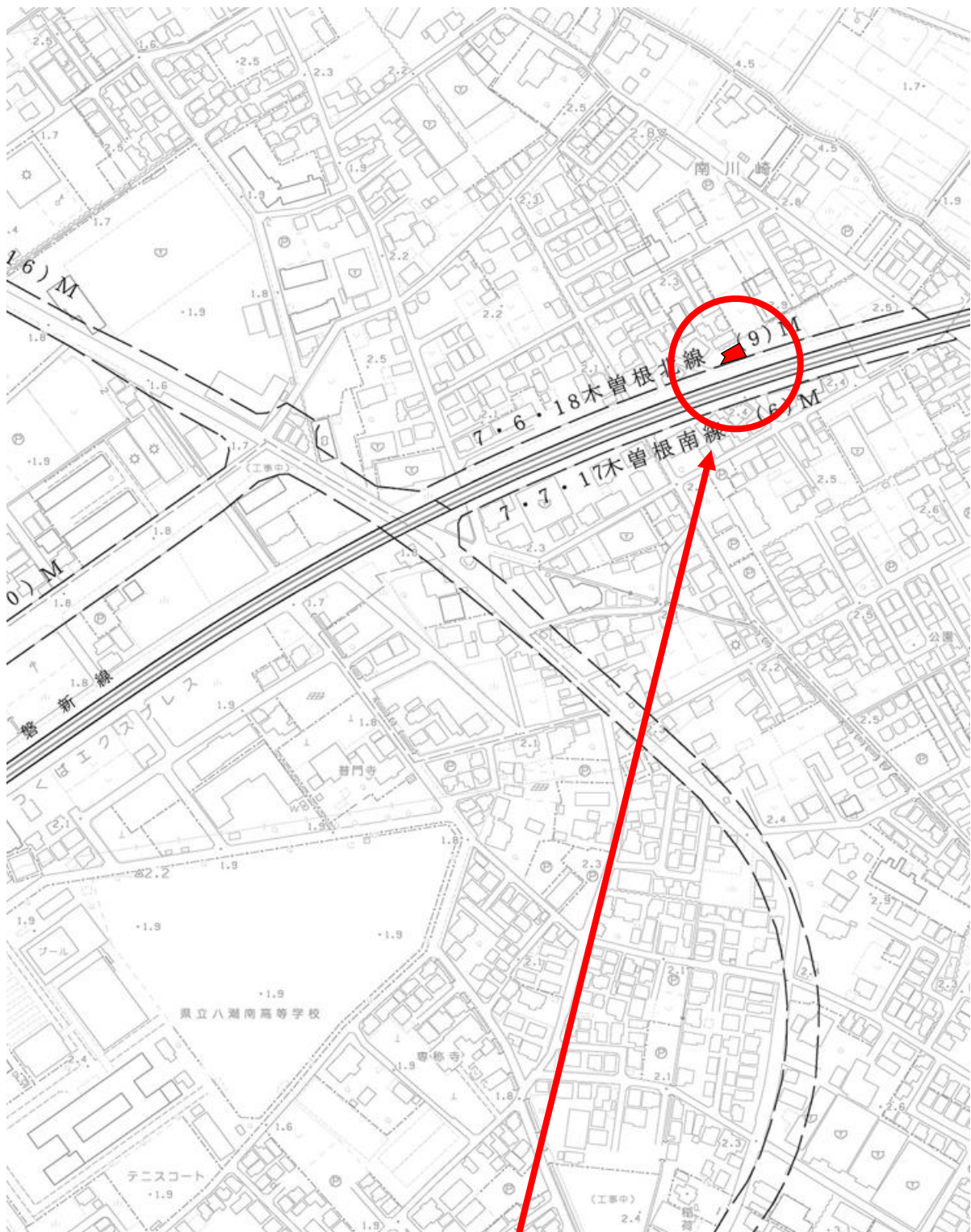
物件番号

①

案

内

図

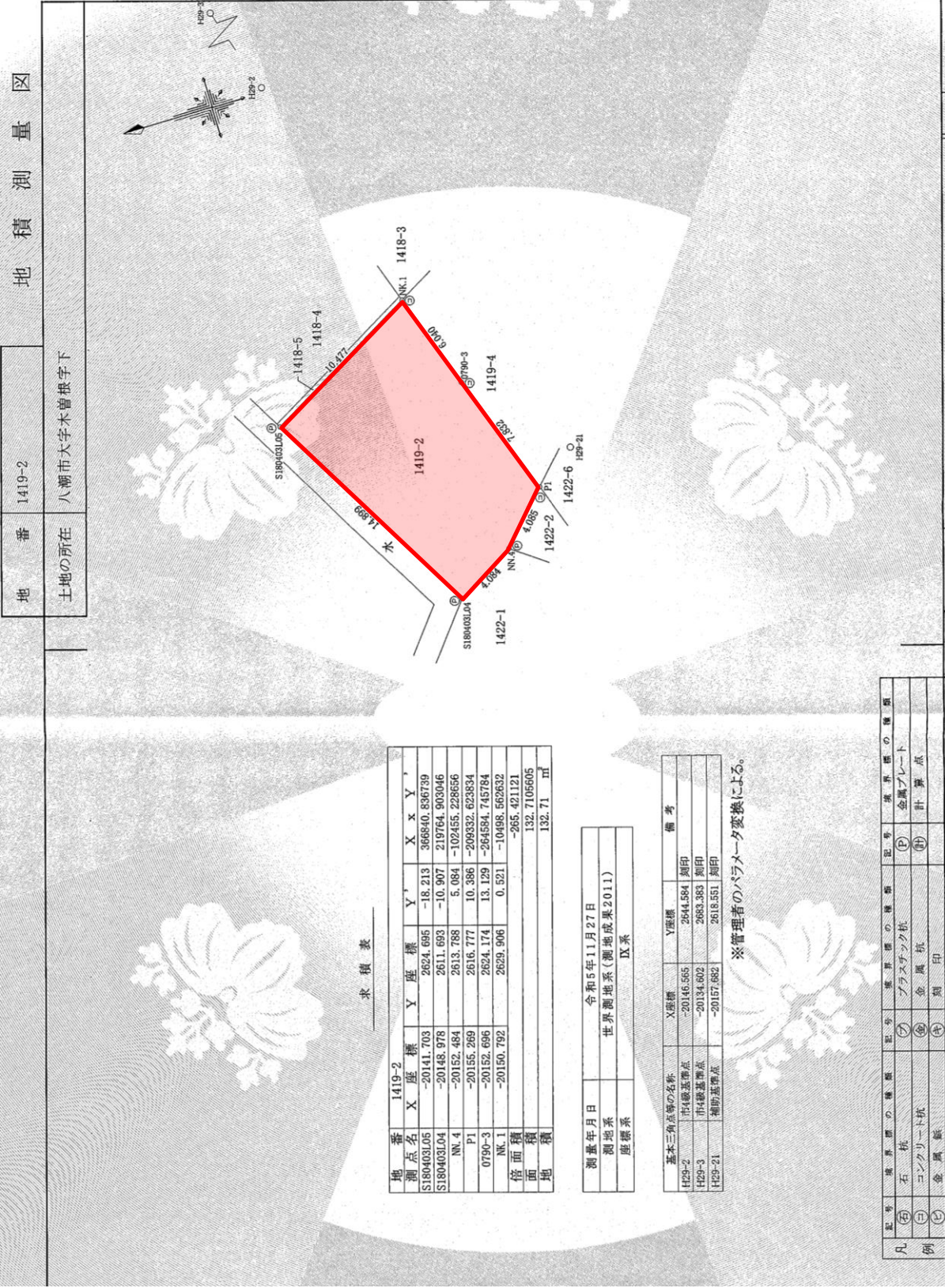


現地

物 件 調 書

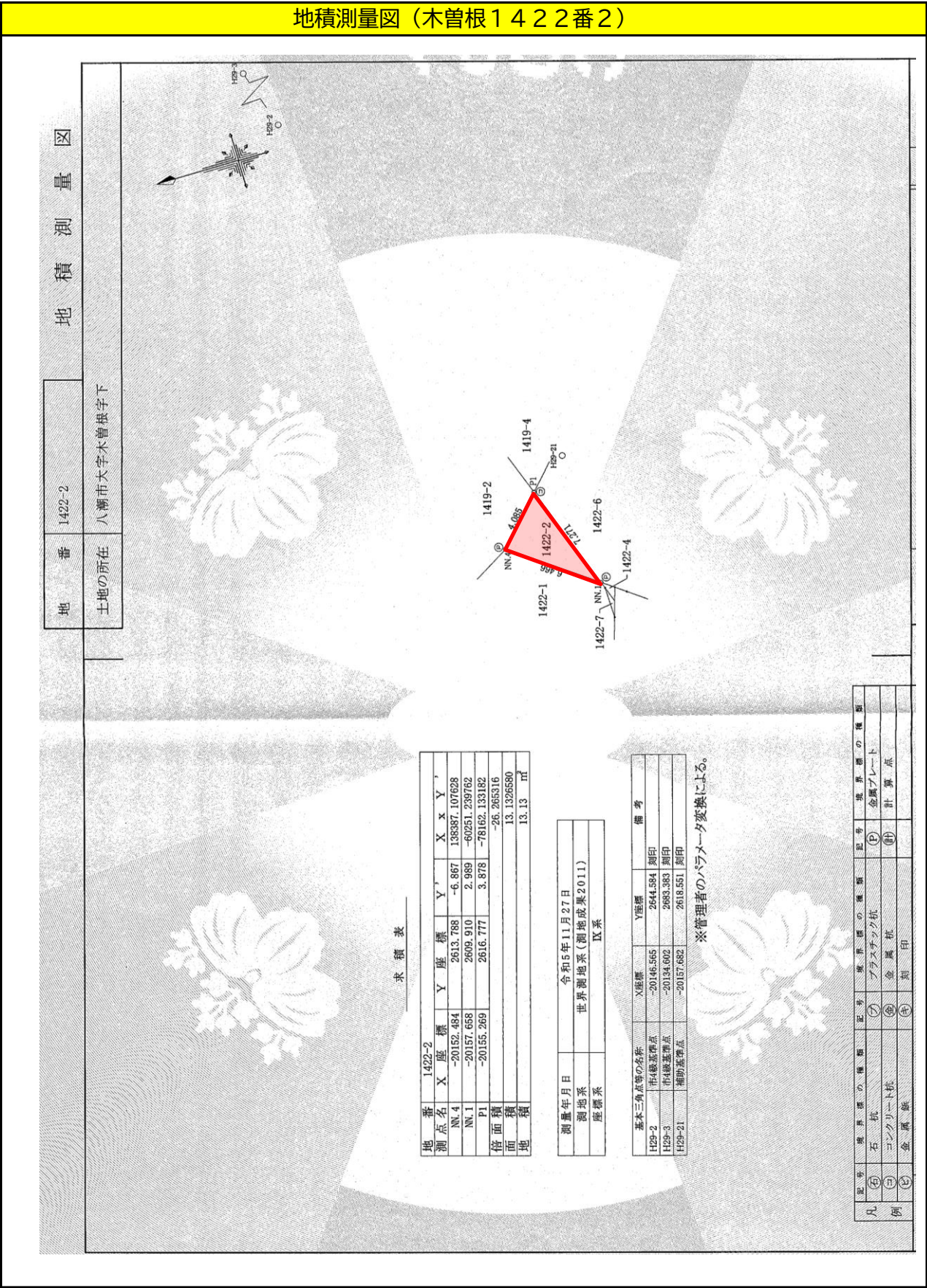
物 件 番 号	①
---------	---

地積測量図（木曽根1419番2）



物 件 調 書

物 件 番 号	①
---------	---



物件調書

物件番号	②
最低売却価格	10,581,640円

所在地	八潮市緑町二丁目13番17			
住居表示	—			
地積	83.32㎡			
地目	宅地			
形状	間口約6.6m、奥行約12.6mの長方形の平坦地			
道路幅員及び接面状況等	北側に幅員6m舗装市道（市道2222号線）			
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	特別用途地区	—
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	高度地区	第二種高度地区	防火地域	—
	日影規制	—	その他の規制	—
私道の負担等の有無		有・無	負担の内容	—
供給施設状況	供給施設	引込状況	事業所名	電話番号
	電気	可	東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター	0120-995-001
	上水道	可	八潮市水道部	048-996-1486
	下水道	可	八潮市下水道課	048-996-2111
	都市ガス	可	東京ガスネットワーク	0570-023388
※「引込状況」が「可」の場合、費用が必要です。詳細は各事業所に照会してください。				
交通機関（現地まで）	バス	緑町三丁目/東武バス・草05 徒歩約3分 小作田児童公園入口/東武バス・松原30 徒歩約5分		
公共機関（現地から）	八潮市役所	東 約1.1km	松之木小学校	北 約0.6km
	中央総合病院	南東 約2.8km	八幡中学校	南西 約0.2km
	八潮中央交番	南東 約1.1km	柳之宮郵便局	北西 約0.9km
	八潮消防署	北東 約0.8km		
その他		・本物件は、つくばエクスプレス線「八潮駅」の北東・道路距離約2.8km、東武伊勢崎線「草加駅」の南東方・道路距離約2.9kmの地点にあります。 ・本物件は、元々、稲荷伊草第一土地区画整理事業において造成された保留地であり、未処分土地として八潮市に移管されたものです。 ・物件の引渡しは現状有姿のままで行います。物件引渡し後の土地利用及び越境物等に関し隣接土地所有者、周辺住民等との調整等が生じた場合の協議は、すべて買受人において行っていただきます。 ・下水道に接続する場合は、受益者負担金の負担が必要となります。 ・令和7年に地表面の高さ掘削幅1.5m、掘削長2m、掘削深1.4mの範囲で2カ所地下埋設物調査を行っております。結果につきましては、別添試掘結果報告書をご確認ください。 なお、地下埋設物調査に係る資料は、別添試掘結果報告書が全てとなります。 ・地下埋設物（市が調査した以深のものを含む）及び土壌汚染を理由として、市は契約不適合責任を負いません。		

物件調書

物件番号

②

案

内



現 地

物件調書

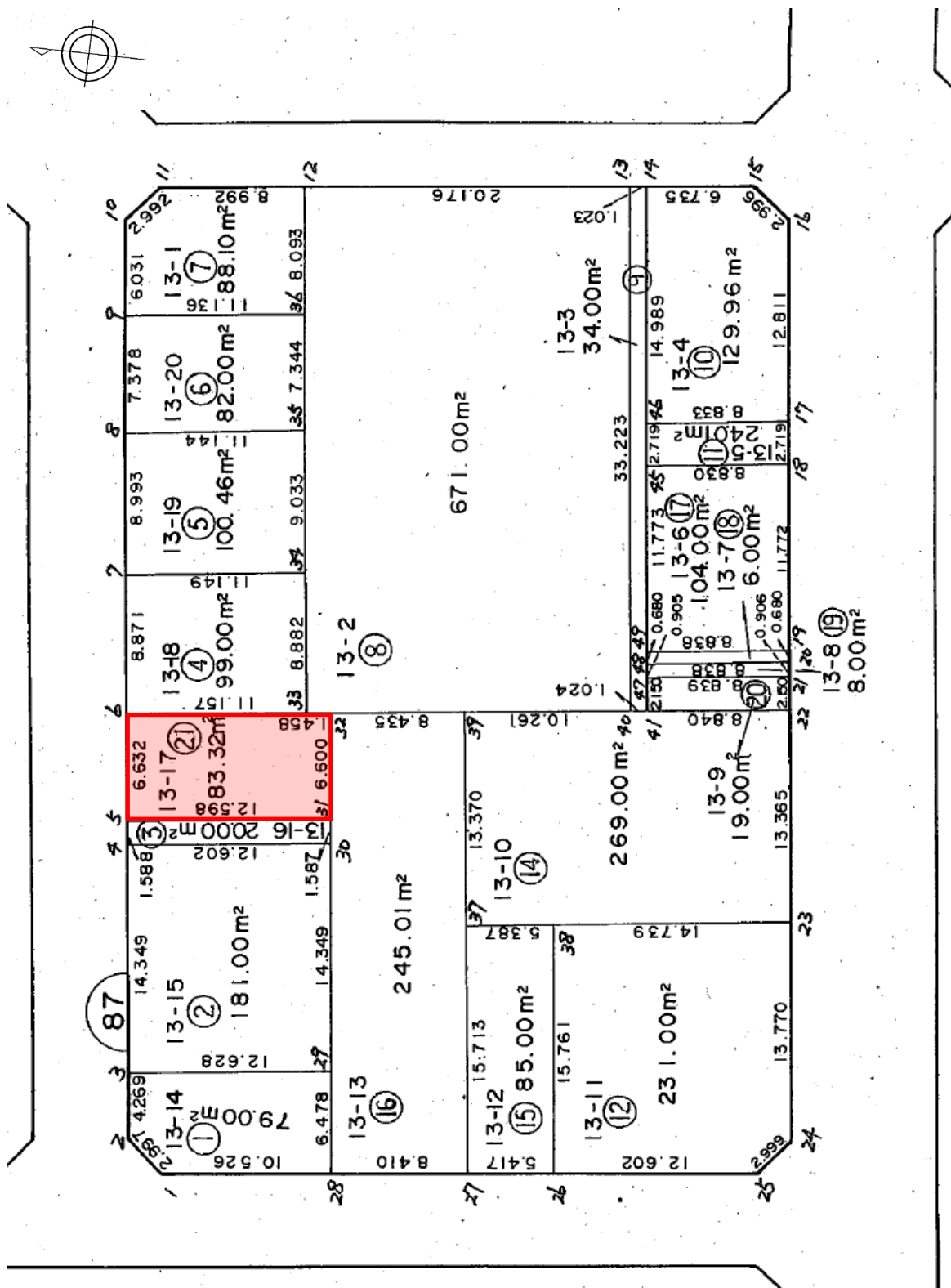
物件番号

②

所

在

図



※換地処分時の換地図

指定様式集

※各様式を記入するにあたっては、黒のペン又はボールペンで記入してください。いわゆる消せるボールペンは、禁止とします。

市有地売却一般競争入札参加申込書兼受付書

令和 年 月 日

(宛て先) 八潮市長

八潮市が売却する下記物件の一般競争入札に参加したいので、入札実施要領の内容を承諾のうえ、申し込みます。

記

参加希望 物件番号		所在地	
--------------	--	-----	--

申込者 (代表者)	住 所	(〒 -)
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	実印
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	分の

【添付書類】

●個人の場合

- ☐ 誓約書
- ☐ 印鑑登録証明書
- ☐ 住民票の写し
(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)
- ☐ 市税完納証明書又は
市町村民税の納税証明書

●法人の場合

- ☐ 誓約書
- ☐ 印鑑登録証明書
- ☐ 商業又は法人登記簿謄本
(履歴事項全部証明書)
- ☐ 市税完納証明書又は
法人市町村民税の納税証明書

※添付書類(誓約書除く)は、発行後3か月以内のもので、現状を反映しているものとしてください。

※申込者欄の氏名・住所は、住民票(法人の場合は登記簿謄本等)のとおり記載してください。

※印鑑は、印鑑登録された印をご使用ください。

※共有名義で申し込む場合は、別紙「入札参加者共有名簿」を提出してください。

市役所 受付印 押印欄	
-------------------	--

入札参加者共有名簿

私たちは申込者を代表者に選任し、入札に関する一切の権限を委任します。

参加希望 物件番号		所在地	
--------------	--	-----	--

申込者 (代表者)	住 所	(〒 —)
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	実印
	電話番号	
	持分割合	分の
共有者	住 所	(〒 —)
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	実印
	電話番号	
	持分割合	分の
	住 所	(〒 —)
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	実印
	電話番号	
	持分割合	分の
	住 所	(〒 —)
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	実印
	電話番号	
	持分割合	分の

※申込者（代表者）欄には「市有地売却一般競争入札参加申込書兼受付書」の申込者を記入してください。

※共有者全員について、「市有地売却一般競争入札実施要領」に記載された必要書類をすべて添付してください。

※印鑑は、印鑑登録された印をご使用ください。

※共有者が3人以上いる場合は、同様式を複数枚作成し、共有者欄にご記入、押印してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛て先) 八潮市長

私は、八潮市が実施する市有地売却一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 入札に際し、市有地売却一般競争入札実施要領を遵守し、入札物件の法令上の規制を承知のうえで参加します。
- 2 市有地売却一般競争入札実施要領に定める入札参加資格の欠格事由には、該当していません。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制及び売買契約書の内容を遵守します。
- 4 市有地売却一般競争入札参加申込書兼受付書及びその他、八潮市役所に提出する関係書類のすべての記載事項は事実と相違ありません。
- 5 市が必要に応じて暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないことを関係機関に確認することについて承諾します。
- 6 八潮市が実施した試掘結果報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。
- 7 試掘結果報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の埋設物が確認された場合、売主は一切の責任を負わないものとし、買主は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
- 8 地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売主は一切の責任を負わないものとし、買主は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
- 9 以上の事項について、事実と相違することが判明したときは、直ちに八潮市の指示に従い、八潮市に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、八潮市に対し一切異議、苦情などの申し立てを行いません。

申込者（共有者）

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

実印

※誓約書には、印鑑登録済みの印を使用してください。

質 問 書

令和 年 月 日

(宛て先) 八潮市長

申込者 住 所 又 は 所 在 地

氏名又は

法人名及び担当者名

連 絡 先

電 子 メ ー ル

No.	質問箇所	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

注)

- 1 必要事項を記入のうえ、八潮市企画財政部アセットマネジメント推進課まで電子メールで質問書を提出してください。提出の際は、件名を「市有地売却質問書」で提出の上、電話で送受信の確認をしてください。
- 2 数値、記号は半角小文字で記入してください。
- 3 行が不足する場合は、適宜追加してください。
- 4 質問はNo.につき、1点としてください(1つのNo.に複数の質問を含めないこと)。

入札書

令和 年 月 日

(宛て先) 八潮市長

入札者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

実印

上記代理人

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

実印

※代理人により入札するときは、「入札者」欄の住所、氏名を記入（押印は不要）し、
代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入のうえ、押印してください。
※代理人による場合は、必ず委任状の「代理人使用印」を押印してください。

市有地売却一般競争入札実施要領の内容を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

入札物件

物件番号		所在地	
------	--	-----	--

入札金額

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注意事項

※金額は1 枠ずつ算用数字で鮮明に記入し、頭部に㍶を付記してください。
※金額を訂正する場合には、必ず新しい用紙を使用してください。

委任状

令和 年 月 日

(宛て先) 八潮市長

申込者
(委任者)

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

実印

私は、次の者を代理人と定め、下記の市有地売却一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人
(受任者)

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

実印

記

入札物件

物件番号		所在地	
------	--	-----	--

注意事項

- ※申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- ※代理人が使用する印鑑は認印可です。ただし、共有名義で申込した場合で、共有者が代理人となる場合は印鑑登録されている印を押印してください。

土地売買契約書（案）

売主 八潮市（以下「甲」という。）と買主 ○○○○○○○（以下「乙」という。）との間において、次の条項により土地売買契約を締結する。

（売買物件及び売買価額）

第1条 甲は、その所有に属する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、
金 _____ 円をもって乙に売り渡す。

所 在	地 目	地 積

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金（代金の10パーセント相当額以上）円をこの契約と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。ただし、次項の規定により、契約保証金に充当した額があるときは、契約保証金の額から当該充当した額を控除した額を納付するものとする。

- 2 第1項の契約保証金には、利息を付けないものとする。
- 3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を前条の代金の一部に充当するものとする。
- 4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、第1条の代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた
金 _____ 円を甲の発行する納付書により、契約の締結後30日以内に指定する場所において支払わなければならない。

（延滞金）

第4条 乙は、第1条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払い日までの日数に応じ、当該代金の金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した延滞金（100円未満の場合を除く）を支払わなければならない。

（所有権の移転及び物件の引き渡し）

- 第5条 この土地の所有権は、乙が第1条の代金（前条の延滞金がある場合はこれを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。
- 2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引き渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

- 第6条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。
- 2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は乙に対し、売買物件に数量の不足を含むその他契約の内容に適合しない事項の責任を負わないものとし、乙は甲に対し、売買物件が契約の内容に適合しないことを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができない。

(地下埋設物等に係る確認)

第8条 乙は甲が実施した地下埋設物調査の試掘結果報告書について、その内容を十分に理解した上、売買物件を買い受けるものとし、地下埋設物の撤去を行う場合には乙の負担において実施するものとする。

2 甲が乙に売買物件を引き渡した後、前項の試掘結果報告書に記載がない地下埋設物が確認された場合、甲は一切の責任を負わないものとし、乙は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(境界の疑義等)

第9条 乙は、この土地の引渡しを受けた後、この土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

2 この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、乙の責任において処理するものとする。

(禁止用途)

第10条 乙は、当該土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、当該土地の所有権を第三者に移転し、若しくは当該土地に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

2 乙は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する生業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、当該土地の所有権を第三者に移転し、若しくは当該土地に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第12条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付けない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第13条 乙は、第10条の規定により甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第17条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

売主(甲)

住 所 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
八潮市
氏 名 八潮市長 大 山 忍 ⑩

買主(乙)

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○ ⑩